

白河市ファミリーサポートセンター会則

(趣旨)

第1条 この会則は、白河市ファミリーサポートセンター事業実施要綱（平成27年白河市告示第70号。以下「要綱」という。）に基づき、本会会員が行う諸手続き及び遵守事項等について定めるものとする。

(名称)

第2条 本会は、白河市ファミリーサポートセンター（以下「センター」という。）という。

(事務所)

第3条 センターの事務所は、福島県白河市久田野城内31番地サンフレッシュ白河内に置く。

(センターの目的)

第4条 センターは、育児の援助を行いたい者（以下「まかせて会員」という。）と育児の援助を受けたい者（以下「おねがい会員」という。）による会員組織を設立し、地域において会員同士が育児に関する相互援助活動を行うことにより、仕事と育児の両立を支援し、子育てを行っている家庭が安心して生活できる環境を整備することを目的とする。

(センターの業務内容)

第5条 センターは次に掲げる業務を行う。

- (1) 会員の募集、登録等に関すること。
- (2) 会員相互の育児に関する援助活動（以下「援助活動」という。）の調整に関すること。
- (3) 会員の講習会、交流会等の開催に関すること。
- (4) 保育園、幼稚園その他これらに類する施設（以下「保育施設等」という。）との連絡調整に関すること。
- (5) アドバイザー及びサブリーダーの連絡調整会議の開催に関すること。
- (6) センターの広報に関すること。
- (7) その他事業の目的達成のために必要なこと。

(アドバイザー及びサブリーダー)

第6条 事業を円滑に運営するため、センターにアドバイザーを置き、必要に応じて、会員の中からサブリーダーを選任するものとする。

2 アドバイザーは、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行う。

- (1) 援助活動に係る相談に関すること。
- (2) サブリーダーの育成、指導等に関すること。
- (3) センターの事務処理に関すること。

3 サブリーダーは、アドバイザーを補佐し、会員間の連絡、調整等を行う。

(会員の要件)

第7条 まかせて会員は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 心身ともに健康で積極的に援助活動ができる20歳以上の者であること。
- (2) 援助活動に必要な知識を習得するためにセンターが開催する講習会を受講した者又は同等の知識を有する者であること。

2 おねがい会員は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 市内に住所を有し、又は勤務する者であること。
- (2) 小学校6学年までの児童を養育している者であること。

3 まかせて会員とおねがい会員は、これを兼ねることができ、これを両方会員という。

4 会員は、援助活動をすることにより知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。退会した後も同様とする。

(入会の手続等)

第8条 まかせて会員になろうとする者は、白河市ファミリーサポートセンター入会申込書(まかせて会員用)(要綱第1号様式)により入会を申し込むものとする。

2 おねがい会員になろうとする者は、白河市ファミリーサポートセンター入会申込書(おねがい会員用)(要綱第2号様式)により入会を申し込むものとする。

3 センターは、前2項の規定による申込みがあった場合は、その内容を審査し、会員として適当と認めるときは、白河市ファミリーサポートセンター会員証(要綱第3号様式。以下「会員証」という。)を発行するとともに、会員登録を行うものとする。

4 会員は、会員登録された内容に変更が生じた場合は、白河市ファミリーサポートセンター登録内容変更届(要綱第4号様式)により、届出を行うものとする。

(登録更新)

第9条 会員は、入会した翌年度以降、年度末までに、白河市ファミリーサポートセンター会員登録更新届(要綱第5号様式)を提出するものとする。

(退会の手続等)

第10条 センターを退会しようとする会員は、白河市ファミリーサポートセンター退会届(要綱第6号様式)をセンターへ提出しなければならない。

2 センターは、会員が第7条第1項若しくは第2項に規定する要件を満たさなくなったとき、第7条第4項若しくは第9条の規定に反したとき又は会員としてふさわしくない行為があったと認められるときは、会員を退会させることができる。

3 会員は、退会したときは、直ちにセンターに対し、会員証を返還しなければならない。

(会員の負担)

第11条 事業の運営に際して会員の個人負担が必要な経費が生じた場合は、センターは当該会

員よりその経費を徴収するものとする。

(援助活動の内容等)

第12条 会員による援助活動の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 保育施設等までの送迎
 - (2) 保育施設等の保育開始前又は開始後の児童の預かり
 - (3) 保育施設等が休みのときの児童の預かり
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、会員の育児を支援するために必要な援助活動
- 2 児童を預かる援助活動は、原則としてまかせて会員の自宅において行うものとする。ただし、まかせて会員とおねがい会員との間で合意がある場合は、この限りではない。
- 3 会員は、児童の宿泊を伴う援助活動は、原則として、行わないものとする。
- 4 まかせて会員が預かる児童は、原則として1人とする。ただし、当該児童に兄弟姉妹がいる場合は、この限りでない。

(援助活動時間)

第13条 援助活動は、午前6時から午後10時までの間で必要と認められる時間とする。ただし、特別な事情があると認められる場合は、この限りでない。

(援助活動の実施)

第14条 おねがい会員は、相互援助活動を受けようとするときは、センターに申込みをしなければならない。

2 相互援助活動の申込みを受けたセンターは、援助の内容、日時等を確認の上、申込みの内容にふさわしいと認められるまかせて会員を紹介するものとする。

3 相互援助活動は、おねがい会員とまかせて会員が援助内容等を十分に協議の上、相互の合意と責任の下に実施するものとする。相互援助活動の実施にあたり、おねがい会員、その子ども、まかせて会員は事前に援助内容の打ち合わせを行い（以下「事前打ち合わせ」という。）、その際は事前打ち合わせ票に打ち合わせ内容を記録し、それぞれで保管する。

4 会員同士は、相互の合意が整わないときは、センターによる相互援助活動の紹介を断ることができる。

(報告)

第15条 まかせて会員は、援助活動終了後に援助活動の実施に関する報告書を作成し、おねがい会員に報告するとともに、当該報告書をセンターに提出しなければならない。

2 まかせて会員は、援助活動中に事故が発生したときは、その内容を当該児童の家族及びセンターに報告しなければならない。

(報酬等)

第16条 おねがい会員は、相互援助活動終了後、速やかにその援助を実施したまかせて会員に

対し、別表 1 に基づく報酬及び援助活動に要した実費相当額を現金で支払わなければならない。

2 おねがい会員が、依頼していた相互援助活動の予定を自己都合により取り消した場合は、実施を依頼していたまかせて会員に対し、別表 2 に規定するキャンセル料を現金で支払うものとする。

ただし、やむを得ない事情によりキャンセルの報告が遅れた又はできず、まかせて会員の下承が得られた場合においては、キャンセル料は発生しないものとする。

(補償及び保険)

第 17 条 相互援助活動中の事故等による損害は、当事者間において解決しなければならない。

2 会員は、相互援助活動中の損害の賠償等に備えるため、ファミリーサポートセンター補償保険に加入するものとする。ただし、保険料は市が負担する。

(その他)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 16 条第 1 項関係)

白河市ファミリーサポートセンター報酬等基準

(1 人あたり)

活動日	活動時間帯	報酬額 (1 時間あたり)
月曜日～金曜日	午前 7 時～午後 7 時	600 円
	午前 6 時～午前 7 時 午後 7 時～午後 10 時	700 円
土曜日、日曜日、国民 の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日、 12 月 29 日～翌年 の 1 月 3 日	午前 7 時～午後 7 時	700 円
	午前 6 時～午前 7 時 午後 7 時～午後 10 時	800 円

(1) 援助活動の報酬の基礎となる時間は、まかせて会員が児童を預かった時から、まかせて会員がおねがい会員又はおねがい会員が指定する者へ、児童を引き渡した時までの時間と

する。

- (2) 援助活動の時間が1時間に満たない場合は、1時間として算定する。
- (3) 援助活動が1時間を超える場合において、その超えた時間が30分には満たない時は基準額の2分の1とし、30分を超え1時間に満たない時は基準額とする。
- (4) 複数の児童の援助活動を受ける場合、2人目以降は、基準額の2分の1とする。
- (5) 援助活動の事前打合せに要する費用は、援助活動1時間相当分とみなし、援助活動の区分に応じた基準額とする。
- (6) 児童の食事、おやつ、おむつ等は、おねがい会員が用意しなければならない。やむを得ない場合において、これらをまかせて会員が購入した場合は、おねがい会員はその実費をまかせて会員に支払うものとする。
- (7) まかせて会員が公共交通機関やタクシーを利用した場合は、おねがい会員はその実費をまかせて会員に支払うものとする。
- (8) まかせて会員が自家用車を使用する場合は、次に定める区間について、ガソリン代として1kmあたり20円を支払うものとする。ただし、援助活動の範囲が市外に及ぶ場合には、以下を基準として交通費を会員相互間で決めることとする。

ア 送迎の場合 まかせて会員の自宅を起点とし、援助活動終了時の場所を終点とする区間

イ 預かりの場合 まかせて会員の自宅から援助活動場所までの距離が5km以上ある場合には、アの区間

別表2（第16条第2項関係）

白河市ファミリーサポートセンターキャンセル料基準

区分	キャンセル料
前日までのキャンセル	無料
当日キャンセル	予定していた援助時間により算定した報酬額に相当する額の2分の1
無断キャンセル	予定していた援助時間により算定した報酬額に相当する額